

平成19年9月5日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成19年(衆)第189号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・名古屋地方裁判所一宮支部 平成18年(ワ)第229号)

口頭弁論終結日 平成19年6月22日

判

決

愛知県一宮市 [REDACTED]

控訴人（1審原告） [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

小野晶子

同

久保晴男

同

瀧康暢

同

深見早恵

同

山田克己

同

伊藤陽児

同

荻原典子

同

加島光栄

同

北村栄司

同

鋤柄豊生

同

杉浦英生

同

田中朋加

同

野村朋加

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被控訴人（1審被告）

トライト株式会社

同代表者代表取締役

川北太一

同訴訟代理人弁護士

宮本恵伸

主

文

1 原判決を次のとおり変更する。

2 被控訴人は、控訴人に対し、102万8380円及びうち101万9440円に対する平成16年9月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

(1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 被控訴人は、控訴人に対し、102万8380円及びうち101万9440円に対する平成16年9月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

(4) 仮執行宣言

2 被控訴人

(1) 本件控訴を棄却する。

(2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である被控訴人及び後記旧ハッピークレジットから、利息制限法所定の制限利率を超える利息を支払う約定で金員を借り入れた控訴人が、約定利息を支払い続けた結果、過払金が生じたとして、被控訴人に対し、民法704条の不当利得返還請求権に基づき、原判決別紙1の計算により、①過払金105万1624円と②平成16年9月16日まで商事法定利率年6分の割合による利息1万4265円の合計106万5889円及び③うち上記過払金105万1624円に対する平成16年9月17日から支払済みまで商事

法定利率年6分の割合による利息の支払を求めた事案である。

2 原判決は、控訴人と旧ハッピークレジット間の取引により生じた過払金返還債務は被控訴人に承継されたとは認められないなどとして、控訴人の請求については、原判決別紙3の計算により、①過払金56万9912円と②平成16年9月16日まで商事法定利率年6分の割合による利息5938円の合計57万5850円及び③うち上記過払金56万9912円に対する平成16年9月17日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による利息の支払を求める限度で理由があるとして認容した。

3 原判決を不服とする控訴人が控訴した。

なお、控訴人は、当審において、別紙の計算に従い、上記第1の1(2)のとおり、①過払金101万9440円と②平成16年9月16日まで民法所定の年5分の割合による利息8940円の合計102万8380円及び③うち上記過払金101万9440円に対する平成16年9月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める請求に減縮した。

4 前提となる事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり、原判決を付加訂正するほか、原判決「第2 事案の概要」欄1及び2(1)ないし(4)に記載のとおりであるから、これを引用する。

5 原判決の付加訂正

(1) 原判決5頁16行目末尾を改行のうえ、次のとおり付加する。

「ウ 控訴人の主張が、債権譲渡（控訴人の立場からすれば契約上の地位の移転）に際して、その合意当時の当事者が過去の事実関係によって発生する法律効果を全て引き継ぐということであれば、契約当事者間の合理的意思解釈からかけ離れている。本件で、被控訴人が旧ハッピークレジットから譲渡を受けたのは「貸付債権」であって、利息制限法に引き直さなければならない事態になった場合の不当利得返還債務を引き継がない旨合意していたことは契約書の記載上明白である。

エ 本件を吸收合併と評価することはできない。本件において吸收合併の法形式をとっていないことは明らかであり、旧ハッピークレジットについては、破産管財人が選任され、財産の換価や債務の支払（過払金返還請求に対する対応も含まれる。）等の清算手続が行われている。また、再雇用希望者は雇用したが、旧ハッピークレジットから退職金も支払われ、新規雇用の形となっている。実質的に吸收合併があったと見るべき実態はない。

オ 民法94条2項、93条但書の類推について

控訴人は、債権譲渡・譲受通知書により、被控訴人が「諾成的包括金銭消費貸借契約の契約上の地位と同契約に基づいて生じた事実の全てを移転したかのように表示し、通知し」と主張するが、そのような事実は存在しない。

債権譲渡・譲受通知書の記載から、貸金債権を基礎づける事実を全て承継したとの表示がなされたと解釈することはできず、控訴人の主張は独自の見解に基づくもので失当である。

カ 信義則違反について

(ア) 矛盾挙動の禁止について

被控訴人は、貸金債権を譲り受けたが、不当利得返還債務を引き受けなかつたという態度で一貫しており、何ら矛盾する挙動を行つてはいない。債権譲渡・譲受通知書を発することは、貸金債権を譲り受けたという意味ではあっても不当利得返還債務を引き受けたという意味は含まれていないのであって、控訴人の主張は失当である。

(イ) 脱法行為の禁止について

控訴人が主張するような詐欺的な営業譲渡も世上ではあり得るかもしれないが、本件営業譲渡は、旧ハッピークレジットの主力銀行・グループ銀行である幸福銀行の経営破綻に端を発し、金融再生委員会及

び金融整理管財人の示唆に基づき営業譲渡先の選定がなされ、これまで人的にも資本的にも無関係な被控訴人が譲り受けるに至ったものであり、脱法行為が目的であると解することは到底できない。

(ウ) 超過利息の收受について

控訴人は、「被控訴人が受けてきた利息制限法所定の利率を超える利息は、違法な利得というほかないところ、かかる被控訴人が、控訴人から過払金請求をされた途端、一転、過払金返還は引き受けていないと主張することは信義則上許されるものではない。」と主張する。

しかし、被控訴人は、貸金債権を譲り受けたが、不当利得返還債務は引き受けなかったという態度で一貫しており、何ら信義に反する行動をとっていない。また、利息制限法に引き直すことになったのは、顧客よりみなしあ済の要件該当性を争われ主張・立証の見込みなどを検討した結果であり、それは平成12年6月より以降のことであるから、やはり被控訴人に何らかの信義に反する行動は存在しない。

控訴人は、債権譲渡・譲受通知書の作成日付まで、被控訴人が旧ハッピークレジットと同一の法人として行動していたことになると主張する。しかし、被控訴人は、貸主としてあ済金を受領していたものにすぎないし、そのことが過去に発生した過払金返還債務を承継するという行動と評価されるものではない。

(エ) 貼紙について

控訴人は、各店舗に貼り出された貼紙を根拠に信義則違反を主張するが、文面から旧ハッピークレジットと被控訴人とが別法人格であることは明らかであって、旧ハッピークレジットの債務を一般的に被控訴人が承継したとは理解できない。」

- (2) 原判決5頁17行目冒頭から7頁3行目末尾までを、次のとおり改める。
「(控訴人の主張)

ア 債権譲渡・譲受通知書の内容

旧ハッピークレジットと被控訴人が発した債権譲渡・譲受通知書においては、「…記載の貸金債権を、添付の契約書の写しの契約上の地位と共に」旧ハッピークレジットが被控訴人に譲渡したことを、民法467条、貸金業法24条2項に基づいて通知すると記載されている。このように、「契約上の地位」を旧ハッピークレジットから被控訴人が引き継いだことは明らかである。

そして、一般に契約上の地位が譲渡された場合は、譲渡の対象となつた契約から生じた債権・債務に止まらず、将来発生する債権・債務、付随的な債権・債務、さらには解除権、告知権、取消権などの形成権も移転する（通説・判例）。

過払金返還債務は、貸金債権と別個独立に存在するものではなく、貸金業者と顧客との間の貸付・返済という一連の取引について、貸金業法43条のみなし弁済が成立する場合には貸金業者に貸金債権が認められ、みなし弁済が成立しない場合には利息制限法の引き直し計算が行われ貸金業者は過払金返還債務を負うという、貸金債権と表裏一体の関係にある。とすれば、貸金債権と過払金返還債務は1個の契約関係から生じた債権債務として、営業譲渡により一体として譲受人に移転するのであるから（契約上の地位の移転）、したがって、過払金返還債務も被控訴人に承継されている。

(ア) なお、営業譲渡の対象財産として契約上の地位を選択し、契約上の地位を引き継ぐとした以上は、契約上の地位のうち、特定の債権のみを引き継ぎ、特定の債務は引き継がないという選択は、当該契約の内容を変更することになるから、他方当事者（本件では控訴人）の承諾なくしてすることはできない。

(イ) また、過払金返還請求権が法定債権であり、金銭消費貸借契約の貸

主たる地位とその発生根拠を異にすることを根拠にして、契約上の地位と離れて処分が可能であるとの主張もある。

しかし、契約上の地位の譲渡がなされた場合には解除権、告知権、取消権などの形成権も引き継がれるが、これらは法定の権利であって当該契約から発生したものではない。このように、その直接の発生根拠が当該契約ではなく法定の権利であるということは、当該契約から生じた債権・債務であることを否定する根拠とはならず、上記主張は理由がない。

イ 諸成的消費貸借契約

本件において譲渡された契約は、「金銭消費貸借包括契約書」により締結された諸成的消費貸借契約であり、自動更新条項により継続することが予定された契約であった。

そして、個々の貸付は、諸成的消費貸借契約における貸主の義務の履行であるとともに、個々の貸付毎の金銭消費貸借契約という二つの性格を持つことになる。そのため、諸成的消費貸借契約の貸金債権額については、個々の消費貸借契約の金額が合算されることになるのが通例である。他方、継続が予定されている契約であるので、業者は諸成契約の貸主の地位として限度額まで金銭を交付する義務を負ったままである。

このような本件消費貸借契約の特殊性から、諸成的消費貸借契約の貸主としての地位と貸金債権とを切り離して処分することは性質上できない。

そして、債権譲渡・譲受通知書に記載された金額は、諸成的消費貸借契約に基づく一連の個別貸付と返済の集積の結果、諸成的消費貸借の残債務額として計算されたものである。つまり、一連の貸付と返済行為等は、諸成的消費貸借契約の内容あるいはそれに付着したもの（貸金債権という権利の発生原因となる一連の具体的な事実の集積）に他ならない。

債権譲渡の場合、債権は一個の財産として同一性をもって移転するのであるから、これらのものを内容とする債権が同一性をもって移転することになる。諾成的消費貸借契約に基づく貸主の地位と貸金債権が譲渡された場合に、貸主の地位とこの債権額だけが、一連の貸付や返済等具体的的事実と切り離されて移転するものではない。

ウ 貸金業法24条

旧ハッピークレジットと被控訴人間の債権譲渡は、貸金業法24条の規制のもとに実施されており、譲渡人である旧ハッピークレジットから譲受人である被控訴人には同法24条1項に基づく通知が、被控訴人から控訴人に対しては同法24条2項に基づく通知が必要で、これについても刑罰や行政処分の制裁がある。

この24条2項の通知は、その記載すべき内容からすれば事実状態を含め従前の契約関係を譲受人がそのまま引き継ぐことを明らかにしているものというべきである。

被控訴人は、従前の契約内容（法定利息を超える約定金利での貸付）とそれを前提にした貸付・返済の集積結果である債権額を知って、つまり、みなし弁済が認められなければ過払金に転化する可能性のある事實を認識して譲渡を受けているのである。

エ 帳簿保存義務

本件営業譲渡契約では、被控訴人が旧ハッピークレジットから顧客情報データ資料を引き継ぎ、旧ハッピークレジットは同データ移転完了後、同データを抹消するとの条項がある。

ところで、貸金業者は、帳簿の保存義務（貸金業法19条）があり、これに対する違反は、行政処分や刑罰の対象とされている（同法36条1号、49条7号）。

そして、金融再生委員会等が関与してなされた本件営業譲渡契約にお

いて、帳簿の保存義務に違背するような内容が含まれているとは解されないから、これは契約上の地位の譲渡により、従前の契約内容の全てが被控訴人により引き継がれ、被控訴人が負う取引経過の開示義務を履行し、帳簿保存義務も被控訴人が旧ハッピークレジットに代わって負担することになったことを示している。

オ 旧ハッピークレジットの対応

旧ハッピークレジットは平成12年6月1日以降は営業を行っておらず、破産宣告後も控訴人には破産決定通知は届いておらず、債権届も要求されていないのであって、旧ハッピークレジットは営業譲渡後、過払金返還に応じることを予定していないのであるから、被控訴人は旧ハッピークレジットから過払金返還債務を承継していると認められる。

カ 旧ハッピークレジットと被控訴人との間で過払金返還債務を承継しないとの合意がなされたとしても、①営業財産譲渡契約によると、旧ハッピークレジットは顧客データを被控訴人に承継して自らは消去することになっているから、非承継合意が有効であるとすると、旧ハッピークレジットは貸金業者としての義務を履行できず、利息制限法の超過利息を譲渡人ないし譲受人の手元に残す結果となってしまうこと、②非承継合意が有効であるとすると、顧客は旧ハッピークレジットと被控訴人のどちらに権利行使してよいか一義的に分からなくなる状態、すなわち顧客が従前より不利な地位に置かれてしまうこと、③非承継合意が有効であるとすると、旧ハッピークレジット時代に過払状態になっていない顧客は利息制限法による引き直し計算をした金額で被控訴人に返済すればよいのに対し、過払状態になっていた顧客は保護されないことになり、眞面目に弁済を継続してきた者であるほど損をするという不合理な結果となることからすれば、非承継合意は利息制限法の脱法行為ともいいうべきであり、かかる合意は無効である。

キ 吸収合併としての実態

本件営業譲渡の実態は、旧ハッピークレジットの消滅を前提とした吸収合併であった。

貸金業を業とする旧ハッピークレジットにとって事業継続に必要不可欠な資産は、顧客との取引関係、店舗、従業員である。旧ハッピークレジットは、その顧客データ及び契約書類一式を全て完済の有無を問わず被控訴人に移転させ、すみやかに旧ハッピークレジットが保有する顧客情報を消去することが義務付けられていること、旧ハッピークレジットの従業員は平成12年5月31日付けで全員が解雇され、うち希望者全員が被控訴人に雇用されていること、さらに旧ハッピークレジットが当事者であった店舗賃貸借契約やリース契約等については、被控訴人はその必要とする範囲内で契約上の地位の移転を受け、被控訴人は旧ハッピークレジットの全営業店舗における営業を承継し、被控訴人は商号、会社のロゴ、弁済受付銀行口座なども旧ハッピークレジットから引き継いでいる。

旧ハッピークレジットは、平成12年5月31日で営業を終了し、その後は営業譲渡の残務処理を行いながら、最終的な清算手続へ向けての準備を行い、平成13年1月31日破産申立に至ったのである。

このような事情を直視すれば、本件営業譲渡の実態は被控訴人を存続会社とする吸収合併であったと見るべきである。

ク 民法94条2項、93条但書の類推

(ア) 旧ハッピークレジットと被控訴人は、連名で債権譲渡・譲受通知書を発送している。

被控訴人は、旧ハッピークレジットとの間で過払金返還を承継しないという合意をしながら、合意とは異なり諾成的包括金銭消費貸借契約の契約上の地位と同契約に基づいて生じた事実の全てを移転したか

のように表示して通知した（通謀虚偽表示）。

控訴人は、上記通知を信頼して、被控訴人との取引を継続したものであるから、民法94条2項の「善意の第三者」として保護され、被控訴人は過払金の発生を基礎づける事実及び過払金返還を承継していないことを主張できない。

(イ) 被控訴人から控訴人に送付された債権譲渡・譲受通知書には、過払金返還は承継していないのに、契約上の地位と貸金債権（それを基礎づける事実関係）が譲渡された旨記載され、契約関係をすべて引き継いだかのように表示されている。そして、過払金返還を承継していないということは被控訴人の内心の問題に過ぎないところ、控訴人は上記通知書の記載を信頼して、被控訴人が従前からの契約を承継している契約当事者及び債権者であるとして返済等を行ってきたのである。したがって、民法93条但書類推により、被控訴人は過払金返還を承継していないことを主張できない。

ケ 信義則

以下のとおり、被控訴人が過払金返還債務を承継していないとの主張をすることは信義則に照らし、許されるものではない。

(ア) 矛盾拳動の禁止

被控訴人は、旧ハッピークレジットから貸金業法24条1項の通知を受け、その資料もすべて引き継ぎ、旧ハッピークレジットと連名で債権譲渡・譲受通知書を発出している。つまり、被控訴人は、自らの計算と責任において貸金債権を譲り受けた旨の通知を出し、同通知により、被控訴人へ契約上の地位及び貸金債権が移転したと信頼した控訴人から貸金債権の取り立てを継続した。ところが、控訴人から過払金返還請求を受けると、一転して過払金は譲り受けておらず、控訴人の請求の相手方は旧ハッピークレジットであると主張するというのは、

明らかに自らが積極的に行った行為と矛盾する主張をするものであり、契約当事者としての信義則に反する（禁反言の法理）。

(イ) 脱法行為の禁止

グレーゾーンとされていた超過利息で利益を上げてきた貸金業者は、過払金の返還を回避する方策を検討していると思われるが、債権譲渡・営業譲渡によって貸金債権のみを譲受会社に移転させ、一方で過払金返還を承継しないとの合意が有効とされるのであれば、貸金業者は、顧客と利息制限法違反の約定金利で継続的金銭消費貸借契約を締結して貸付、返済を繰り返し、過払金が発生するや債権譲渡・営業譲渡を行い、譲渡会社を倒産、解散させることで顧客からの過払金返還請求を免れることができる。これは、貸金業者の利息制限法・貸金業法の脱法行為を承認するに等しいものである。

(ウ) 制限利息を超える利息の收受

被控訴人は、旧ハッピークレジット下での繰り返された各貸付・返済について17条書面・18条書面が存在することを前提にみなし弁済であることを立証することができないにもかかわらず、控訴人の無知に乗じて、みなし弁済の成立を前提として利息制限法の制限利率以上の利息を回収し、利益を上げてきたものである。

みなし弁済が認められない以上、被控訴人が受けってきた利息制限法所定の利率を超える利息は違法な利得というほかないところ、かかる被控訴人が控訴人から過払金返還請求を受けた途端、過払金返還は引き受けていないと主張することは、信義則上許されない。

また、本件営業譲渡がなされたのは平成12年6月1日であり、債権譲渡・譲受通知書は同年8月14日付けである。控訴人は、この間も旧ハッピークレジットへの返済という認識のもとに返済をしたが、被控訴人がこれを受領している。このように、被控訴人は、旧ハッピ

一クレジットと同一の法人として行動をしていたものであるから、このような被控訴人が過払金返還については承継していないと主張することは信義則上許されるものではない。

(エ) 貼紙

本件営業譲渡後に各店舗に貼り出された顧客向けの貼紙には「この度、弊社（新）ハッピークレジット株式会社は、平成12年6月1日付をもちまして（旧ハッピークレジット株式会社及び株式会社スカイ）より営業債権の譲渡を受け新たにスタートすることになりました。」「つきましては、弊社（新）ハッピークレジット株式会社が、お取引継続させていただくことになります」などと記載があるのみで、控訴人を含む顧客と旧ハッピークレジットとの金銭消費貸借契約が被控訴人に対して引き継がれないなどといったことは全く記載がなく、一般市民である顧客から見れば、自分たちと旧ハッピークレジットとの間の契約関係がそのまま被控訴人に引き継がれたといった程度にしか理解できないものであった。それにもかかわらず、被控訴人が過払金返還については承継していないと主張することは信義則上許されるものではない。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の①過払金101万9440円と②平成16年9月16日まで民法所定の年5分の割合による利息8940円の合計102万8380円及び③うち上記過払金101万9440円に対する平成16年9月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める請求（当審において減縮された後のもの）は、理由があるから認容すべきものと判断するが、その理由は以下のとおりである。

2 被控訴人は、旧ハッピークレジットの過払金返還債務を承継したか。

(1)ア 被控訴人と旧ハッピークレジットは、平成12年3月29日付けで営業

財産譲渡契約を締結し（乙3），同年7月26日付け「預り金及び前受利息に関する覚書」（乙4）を締結した。

上記第2，1(4)のとおり，被控訴人と旧ハッピークレジットとの間で作成された営業財産譲渡契約書（乙3）では，同契約書第2.1条に定める資産（そのなかには，営業貸付債権，未収営業貸付金利息，償却債権，未収償却債権利息及び破産債権については，全て承継する旨記載されている。）を基準日をもって被控訴人に譲渡し，他方，被控訴人が承継する債務は顧客預り金及び顧客前受収益に関する債務のみとされ，それ以外の債務は一切引き受けないと記載されていた。

また，営業財産譲渡契約書第3.2条によれば，被控訴人から旧ハッピークレジットに対して支払われる営業譲受代金の額は，譲渡資産の部の合計金額から承継債務の合計金額を控除して算出されているところ，譲渡資産を評価するに当たって過払金返還債務は考慮されていなかった（第3.2条(2)においては，事後〔基準日から2か月以内〕に，過払金返還請求を受けた場合にはその元金残高相当額と被控訴人の返還額を，その他債権回収に困難をきたすものとして被控訴人が合理的に判断した債権についてはその元金残高相当額を控除する旨の規定が置かれており，これらから上記のとおり認められる。）。

なお，上記覚書（乙4）によれば控除されるのは預り金及び前受収受金の合計149万6951円のみであった。

さらに，旧ハッピークレジットが保有する顧客データ及び台帳・契約書類一式については，旧ハッピークレジットの資産とみなして承継し（第2.1条(3)(a)），旧ハッピークレジットは，被控訴人に対する顧客情報データの移転が完了後，速やかに旧ハッピークレジットが保有する顧客情報を消去し，以降保有しないものとする（第5.2条(6)）と記載されていた。

イ 債権譲渡・譲受通知書（甲27，乙13，14）

旧ハッピークレジットと被控訴人は、控訴人に対し、平成12年8月14日付けで債権譲渡・譲受通知書を発し、そこには、「…記載の貸金債権を、添付の契約書の写しの契約上の地位と共に」旧ハッピークレジットが被控訴人に譲渡したことを、民法467条、貸金業法24条2項に基づいて通知すると記載され、また、貸金債権の表示として「元金36万1040円、利息324円」と記載されていた。

また、上記通知書の下段には、「債権譲渡及び契約上の地位の移転について異議なく承諾する」旨の不動文字が記載され、そこには控訴人が署名をしていた（乙13）。

ウ 金銭消費貸借包括契約証書（乙14）

そして、その契約上の地位とは、金銭消費貸借包括契約証書（平成8年6月3日付け。乙14）に基づくものであり、同証書には、①借入限度額50万円、②実質年利32.850%，③遅延利息の実質年利39%，④返済期日は、平成8年7月1日を第1回目の返済期日とし、その後は毎月末日とする、⑤返済方法は、元利定額リボルビング方式（毎返済期日に2万3000円を支払う、⑥契約期間は契約締結日から3年間とするが、当事者から何らの申出のない場合は、同一条件で3年毎に自動更新されるなどの約定が記載され、この契約自体は諾成的金銭消費貸借契約であった。

なお、控訴人と旧ハッピークレジットとの間の取引は、平成4年8月には始まっていることからすると、その頃、既にほぼ同旨の契約が締結され、それが平成8年の段階で、上記契約証書に継続されたものと認められる（乙1、弁論の全趣旨）。

エ そして、控訴人と旧ハッピークレジットとの間では、上記ウの基本契約（あるいはそれとほぼ同旨の基本契約）を前提にして平成4年8月11日から平成12年5月31日までの間に、別紙のとおり、取引（借入・返済）が行われ、その結果、旧ハッピークレジットでは、平成12年5月3

1日現在の貸金債権を「元金36万1040円、利息324円」と認識していたが（乙13），これは利息制限法所定の利率による引き直し計算をしていない金額であり，引き直し計算をすると当時既に過払いの状態になっていた（争いがない）。

オ 上記のとおり，旧ハッピークレジットは，平成13年1月31日に自己破産を申立て，同年2月9日に大阪地方裁判所において破産宣告がなされ，同破産事件における破産管財人の報告書によれば，旧ハッピークレジットの破産手続において債権届出がされた過払金返還請求権はわずか3件であることが認められ（乙5），したがって，上記破産手続においては過払金債権者に対して旧ハッピークレジットの破産通知等が行われなかつたことが窺われる。

(2) 以上を前提に検討する。

ア(ア) 旧ハッピークレジットも被控訴人も，利息制限法所定の利率を超過する利息を前提にした貸金を業として行っていたのであるから，①收受した利息のうち超過利息についてはみなし弁済が認められない限り，元金に充当され，あるいは不当利得として返還する必要が生じることを当然理解していたものであり，②したがって，本件営業譲渡において譲渡対象となる旧ハッピークレジットの保有する営業貸付債権等についても，同社の認識とは異なり客観的には，みなし弁済が認められない場合，返済を求めるができる金額が大幅に減少する，あるいは既に過払いの状態にあるということについても十分な認識を有していたものと考えられる。

(イ) しかるに，本件営業譲渡に際しては，借主毎にみなし弁済の成否を検討・確認して，貸付債権の有無とその額を確定させる等の作業はされておらず，旧ハッピークレジットの営業貸付債権等にはみなし弁済が成立することを前提にして，旧ハッピークレジットから被控訴人への譲渡契

約が締結されたものである。

(ウ) 実際、営業財産譲渡契約書には、基準日から2か月以内に、被控訴人が過払金返還請求を受けた場合にはその元金残高相当額と被控訴人の返還額を、その他債権回収に困難をきたすものとして被控訴人が合理的に判断した債権についてはその元金残高相当額を、旧ハッピークレジットに対して支払う営業譲受代金の額から控除する旨の規定が置かれている。

この規定によれば、基準日からの2か月以内であれば、被控訴人は、不良債権によるリスクを譲渡代金に転嫁して、それを減額することが許されていたものと認められる（過払金の返還請求を受けた場合に限っていえば、被控訴人がその過払金返還債務の債務者であることを前提にして、支払を余儀なくされた金額を旧ハッピークレジットに対する営業譲受代金から控除することになるものと解される。）。逆に言えば、その期間が経過した以上は、そのリスク（過払金返還債務の債務者になる可能性のあることもその一つである。）を被控訴人が負担する前提での契約であったと解することができる。

(エ) 以上からすれば、本件営業譲渡において、過払金返還債務が引受債務の対象として掲げられていないのは、その存在を前提にして引受債務から除外したのではなく、契約当事者間においてはそれが発生している可能性は十二分に認識しながらも、時間と労力の関係を勘案し、営業財産譲渡契約の締結時には過払金返還債務は発生していないという前提で契約をし、不良債権によるリスク（過払金返還債務の債務者となる可能性のあることも含まれる。）の調整は、その後の2か月以内に被控訴人の判断のもと営業譲受代金額からの控除という方法で処理されることが予定されていたからと解されるところである。

(オ) したがって、本件営業譲渡において過払金返還債務を承継することが明示されていないことから、旧ハッピークレジットのそれを被控訴人が

承継していないと判断することはできないというべきである。

イ(ア) 他方、旧ハッピークレジットは、破産手続により清算されたものであるが、その破産手続においては過払金債権者に旧ハッピークレジットの破産通知等が行われなかつたことが窺われる。これは上記のとおり、本件営業譲渡においては、過払金返還債務が発生していないとの前提で契約が締結されたことと整合的であり、旧ハッピークレジットにおいても過払金返還債務を負担していないとの前提であったことを示すものということができる。

(イ) また、旧ハッピークレジットが保有する顧客データ及び台帳・契約書類一式は、旧ハッピークレジットの資産とみなして被控訴人が承継し、旧ハッピークレジットは、被控訴人に対する顧客情報データの移転が完了後、速やかにその保有する顧客情報を消去し、以降保有しないものとされたのも、本件営業譲渡では、過払金返還債務の存在が前提とされず、旧ハッピークレジットが過払金返還債務を負っていないという前提で契約されたことと整合的な措置である。

(ウ) このように、本件営業譲渡においては、基準日までに発生していた過払金返還債務を旧ハッピークレジットがそのまま負担するという前提での措置は何ら講じられておらず（なお、2か月以内に過払金の返還請求があった場合には、被控訴人においてそれを負担し、その金額を営業譲受代金額のなかで調整することが予定されていた。）、旧ハッピークレジットにおいても、基準日に発生していた過払金返還債務を負担することを前提に本件営業譲渡をしたとは認め難いところである。

ウ また、顧客（借主）としては、本件のように、基本契約（利息制限法所定の制限利率を超える利息の支払約定を含む。）を前提にして継続的な貸借を続ける場合にあっては、通常、事後的に取引期間全体について利息制限法所定の利率での引き直し計算により過払金の返還請求ができるところ、

譲受人が過払金返還債務を引き継がないのであれば、債権者が変わることによってその期間通算の利益喪失という重大な不利益が生じることになる。そうとすると、そのような効果を生じさせる合意は、顧客（借主）の同意なく、新旧の貸主だけの合意ではできないというべきである。

なお、本件においては、上記のとおり、営業財産譲渡契約の締結に際して、当然のことながら、顧客に債権額減少の可能性や、過払金発生の可能性についての情報提供は何らなされていないのであり、控訴人が「債権譲渡及び契約上の地位の移転について異議なく承諾する」旨の書面に署名してはいるが（乙13）、控訴人において過払金発生の有無や期間通算の利益について何らの情報も有しておらず、他方、旧ハッピークレジット及び被控訴人はいずれも過払金返還債務の発生の可能性や期間通算の利益のことを容易に認識し得たことからすれば、上記の異議なき承諾には抗弁切断等の効果を認めることはできず、上記判断に影響を与えるものということはできない。

エ 以上のとおり、本件営業譲渡において過払金返還債務を承継することが明示されていないことをもって、旧ハッピークレジットの過払金返還債務を被控訴人が承継していないと判断することはできず、また、旧ハッピークレジットにおいてその過払金返還債務を負担することを前提に本件営業譲渡がなされたとは認め難く、加えて、本件営業譲渡においては、上記(1)イ、ウによれば、金銭消費貸借包括契約における貸主の地位と、同契約を前提に貸付と返済とが繰り返しなされた結果としての債権が譲渡されたものと認められるところ、この債権については、上記のとおり、みなし弁済が成立するとの前提をとっていたのであるから、その性質上、みなし弁済の成否によってはその債権額が減少し、あるいは既に消滅して、過払金返還債務が発生している可能性があったこと、確かに、過払金返還請求権は法律の規定に基づき発生する法定債権ではあるが、それは金銭消費貸借契

約の義務の履行としてされた給付が利息制限法所定の制限利率を超えた結果として発生する債務であるから、両者は極めて密接な関連性を有するものであり、本件営業譲渡にあっては旧ハッピークレジットの営業貸付債権等にはそのようなリスクが付着している前提で譲渡対象とされていたと解されること、そして借主の利益を損なう契約を、同人の意向を無視して締結することは許されないことを総合すれば、本件営業譲渡にあって旧ハッピークレジットから被控訴人に譲渡された債権には、みなし弁済の成否によっては過払金返還債務となっている可能性を含むものとして、その過払金返還債務も含めて被控訴人に譲渡されたと解するのが相当である。

オ したがって、被控訴人は、旧ハッピークレジットの過払金返還債務を承継したものと認められる。

(3) 被控訴人は、上記判断についての主張するが、いずれも採用できない。

3 被控訴人は悪意の受益者か。

弁論の全趣旨によれば、貸金業を営む被控訴人は、控訴人と被控訴人及び旧ハッピークレジットとの取引における約定利息が、利息制限法所定の制限利率を超えるものであることを認識していたと認められるところ、利息制限法所定の制限利率を超過する利息・損害金の元本充当により元本が完済となったときは、その後の弁済により過払金が発生することは自明であるから、被控訴人が旧ハッピークレジットによる取引の期間を含めてみなし弁済の要件を充足していたと認識していたことにつき具体的な主張立証を行わない限り、過払金が発生した時点から不当利得について悪意であったと推認される。

これを本件についてみると、被控訴人は悪意であることを否認しているものの、みなし弁済の要件を充足していたと認識していたことにつき具体的な主張立証を全くしておらず、上記推認を妨げる事情はない。被控訴人は、みなし弁済の主張をしないのは立証上の問題であって、そこから直ちに悪意が推認されるわけではないと主張するが、具体的な主張立証をしないということは、それ

ができない状況にあると推認するのが相当であって、被控訴人の上記主張は採用することができない。

以上によれば、被控訴人が控訴人について過払金が生じた時期や金額を個別具体的に認識していたとまでは認めることはできないとしても、控訴人が利息制限法を超える約定利息での借入・弁済を繰り返すことによって、ある時点から過払金が発生するであろうことは認識していたというべきであって、被控訴人は悪意の受益者であると認められる。

4 結論

以上の認定を前提に、被控訴人が控訴人に対して支払うべき過払金額及び利息を計算すると、別紙のとおり、①過払金 101万9440円、②平成16年9月16日まで民法所定の年5分の割合による利息 8940円、③うち上記過払金 101万9440円に対する平成16年9月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息となる。

第4 結論

よって、以上と結論を異にする原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判長裁判官 青 山 邦 夫

裁判官 坪 井 宣 幸

裁判官

堀

禎 男

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: [REDACTED]
 会員番号: [REDACTED]
 貸金業者: トライ特

過払利率 5%

作成者: [REDACTED]

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H4. 8. 11	300,000		0.18				300,000		
2	H4. 8. 31		30,000	0.18	21	3,098	0	273,098	0	0
3	H4. 9. 30		20,000	0.18	30	4,029	0	257,127	0	0
4	H4. 10. 30		20,000	0.18	30	3,793	0	240,920	0	0
5	H4. 12. 1		20,000	0.18	32	3,791	0	224,711	0	0
6	H4. 12. 30		20,000	0.18	29	3,204	0	207,915	0	0
7	H5. 1. 28		20,000	0.18	29	2,973	0	190,888	0	0
8	H5. 2. 26		20,000	0.18	29	2,729	0	173,617	0	0
9	H5. 2. 26	100,000		0.18	0	0	0	273,617	0	0
10	H5. 3. 11		3,279	0.18	13	1,754	0	272,092	0	0
11	H5. 3. 11		289,000	0.18	0	0	0	-16,908	0	0
12	H5. 3. 11	489,000		0.18	0	0	0	472,092	0	0
13	H5. 3. 31		25,000	0.18	20	4,656	0	451,748	0	0
14	H5. 4. 30		30,000	0.18	30	6,683	0	428,431	0	0
15	H5. 5. 21		25,000	0.18	21	4,436	0	407,867	0	0
16	H5. 6. 29		24,000	0.18	39	7,844	0	391,711	0	0
17	H5. 7. 29		25,000	0.18	30	5,795	0	372,506	0	0
18	H5. 8. 31		25,000	0.18	33	6,062	0	353,568	0	0
19	H5. 9. 30		25,000	0.18	30	5,230	0	333,798	0	0
20	H5. 10. 30		22,000	0.18	30	4,938	0	316,736	0	0
21	H5. 11. 30		25,000	0.18	31	4,842	0	296,578	0	0
22	H5. 12. 27		23,000	0.18	27	3,948	0	277,526	0	0
23	H6. 1. 31		25,000	0.18	35	4,790	0	257,316	0	0
24	H6. 2. 28		23,000	0.18	28	3,553	0	237,869	0	0
25	H6. 3. 31		23,000	0.18	31	3,636	0	218,505	0	0
26	H6. 5. 2		23,000	0.18	32	3,448	0	198,953	0	0
27	H6. 5. 31		23,000	0.18	29	2,845	0	178,798	0	0
28	H6. 6. 30		22,000	0.18	30	2,645	0	159,443	0	0
29	H6. 8. 1		23,000	0.18	32	2,516	0	138,959	0	0
30	H6. 8. 31		23,000	0.18	30	2,055	0	118,014	0	0
31	H6. 9. 30		23,000	0.18	30	1,745	0	96,759	0	0
32	H6. 10. 30	110,000		0.18	30	1,431	1,431	206,759	0	0
33	H6. 10. 31		12,000	0.18	1	101	0	196,291	0	0
34	H6. 11. 30		12,000	0.18	30	2,904	0	187,195	0	0
35	H6. 12. 30		12,000	0.18	30	2,769	0	177,964	0	0
36	H7. 1. 31		12,000	0.18	32	2,808	0	168,772	0	0
37	H7. 2. 28		12,000	0.18	28	2,330	0	159,102	0	0
38	H7. 3. 4	28,000		0.18	4	313	313	187,102	0	0
39	H7. 3. 30		12,000	0.18	26	2,399	0	177,814	0	0
40	H7. 4. 28		12,000	0.18	29	2,542	0	168,356	0	0
41	H7. 5. 31		12,000	0.18	33	2,739	0	159,095	0	0
42	H7. 6. 30		12,000	0.18	30	2,353	0	149,448	0	0
43	H7. 7. 31		12,000	0.18	31	2,284	0	139,732	0	0
44	H7. 8. 28		12,000	0.18	28	1,929	0	129,661	0	0
45	H7. 8. 28	30,000		0.18	0	0	0	159,661	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
46	H7. 8. 31		12,000	0.18	3	236	0	147,897	0	0
47	H7. 10. 2		12,000	0.18	32	2,333	0	138,230	0	0
48	H7. 10. 31		12,000	0.18	29	1,976	0	128,206	0	0
49	H7. 11. 30		12,000	0.18	30	1,896	0	118,102	0	0
50	H7. 12. 29		12,000	0.18	29	1,689	0	107,791	0	0
51	H8. 1. 29		12,000	0.18	31	1,643	0	97,434	0	0
52	H8. 2. 29		12,000	0.18	31	1,485	0	86,919	0	0
53	H8. 3. 30		12,000	0.18	30	1,282	0	76,201	0	0
54	H8. 4. 30		12,000	0.18	31	1,161	0	65,362	0	0
55	H8. 5. 31		12,000	0.18	31	996	0	54,358	0	0
56	H8. 6. 3		948	0.18	3	80	0	53,490	0	0
57	H8. 6. 3	438,000	238,000	0.18	0	0	0	-184,510	0	0
58	H8. 6. 3	438,000		0.18	0	0	0	253,490	0	0
59	H8. 7. 1		23,000	0.18	28	3,490	0	233,980	0	0
60	H8. 7. 31		23,000	0.18	30	3,452	0	214,432	0	0
61	H8. 8. 14	80,000		0.18	14	1,476	1,476	294,432	0	0
62	H8. 9. 2		23,000	0.18	19	2,751	0	275,659	0	0
63	H8. 9. 30		23,000	0.18	28	3,795	0	256,454	0	0
64	H8. 10. 26		20,000	0.18	26	3,279	0	239,733	0	0
65	H8. 10. 26	30,000		0.18	0	0	0	269,733	0	0
66	H8. 11. 27		23,000	0.18	32	4,244	0	250,977	0	0
67	H8. 12. 29		23,000	0.18	32	3,949	0	231,926	0	0
68	H8. 12. 29	20,000		0.18	0	0	0	251,926	0	0
69	H9. 1. 31		23,000	0.18	33	4,099	0	233,025	0	0
70	H9. 2. 27		23,000	0.18	27	3,102	0	213,127	0	0
71	H9. 3. 31		23,000	0.18	32	3,363	0	193,490	0	0
72	H9. 4. 3	30,000		0.18	3	286	286	223,490	0	0
73	H9. 4. 30		23,000	0.18	27	2,975	0	203,751	0	0
74	H9. 6. 2		23,000	0.18	33	3,315	0	184,066	0	0
75	H9. 6. 22	18,000		0.18	20	1,815	1,815	202,066	0	0
76	H9. 6. 30		23,000	0.18	8	797	0	181,678	0	0
77	H9. 7. 31		23,000	0.18	31	2,777	0	161,455	0	0
78	H9. 8. 14	20,000		0.18	14	1,114	1,114	181,455	0	0
79	H9. 9. 1		23,000	0.18	18	1,610	0	161,179	0	0
80	H9. 9. 29		23,000	0.18	28	2,225	0	140,404	0	0
81	H9. 10. 12	20,000		0.18	13	900	900	160,404	0	0
82	H9. 10. 31		23,000	0.18	19	1,502	0	139,806	0	0
83	H9. 12. 1		23,000	0.18	31	2,137	0	118,943	0	0
84	H9. 12. 30		23,000	0.18	29	1,701	0	97,644	0	0
85	H10. 2. 2		23,000	0.18	34	1,637	0	76,281	0	0
86	H10. 2. 27		23,000	0.18	25	940	0	54,221	0	0
87	H10. 3. 26		23,000	0.18	27	721	0	31,942	0	0
88	H10. 4. 30		23,000	0.18	35	551	0	9,493	0	0
89	H10. 5. 4	70,000		0.18	4	18	18	79,493	0	0
90	H10. 6. 1		20,000	0.18	28	1,097	0	60,608	0	0
91	H10. 6. 29		20,000	0.18	28	836	0	41,444	0	0
92	H10. 7. 30		20,000	0.18	31	633	0	22,077	0	0
93	H10. 8. 31		20,000	0.18	32	348	0	2,425	0	0
94	H10. 9. 30		23,000	0.18	30	35	0	-20,540	0	0
95	H10. 11. 2		23,000	0.18	33	0	0	-43,540	-92	-92
96	H10. 11. 30		23,000	0.18	28	0	0	-66,540	-167	-259
97	H10. 12. 25		20,000	0.18	25	0	0	-86,540	-227	-486

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
98	H11. 2. 1		23,000	0.18	38	0	0	-109,540	-450	-936
99	H11. 3. 1		23,000	0.18	28	0	0	-132,540	-420	-1,356
100	H11. 3. 29		20,000	0.18	28	0	0	-152,540	-508	-1,864
101	H11. 4. 1	99,000		0.18	3	0	0	-55,466	-62	0
102	H11. 4. 29		23,000	0.18	28	0	0	-78,466	-212	-212
103	H11. 5. 31		23,000	0.18	32	0	0	-101,466	-343	-555
104	H11. 6. 30		23,000	0.18	30	0	0	-124,466	-416	-971
105	H11. 8. 2		23,000	0.18	33	0	0	-147,466	-562	-1,533
106	H11. 8. 30		23,000	0.18	28	0	0	-170,466	-565	-2,098
107	H11. 9. 29		23,000	0.18	30	0	0	-193,466	-700	-2,798
108	H11. 10. 27		23,000	0.18	28	0	0	-216,466	-742	-3,540
109	H11. 11. 29		20,000	0.18	33	0	0	-236,466	-978	-4,518
110	H11. 12. 30		23,000	0.18	31	0	0	-259,466	-1,004	-5,522
111	H12. 1. 31		20,000	0.18	32	0	0	-279,466	-1,134	-6,656
112	H12. 2. 29		23,000	0.18	29	0	0	-302,466	-1,107	-7,763
113	H12. 3. 31		20,000	0.18	31	0	0	-322,466	-1,280	-9,043
114	H12. 5. 1		20,000	0.18	31	0	0	-342,466	-1,365	-10,408
115	H12. 5. 31		20,000	0.18	30	0	0	-362,466	-1,403	-11,811
116	H12. 6. 30		20,000	0.18	30	0	0	-382,466	-1,485	-13,296
117	H12. 7. 31		20,000	0.18	31	0	0	-402,466	-1,619	-14,915
118	H12. 8. 14		4,868	0.18	14	0	0	-407,334	-769	-15,684
119	H12. 8. 14		340,000	0.18	0	0	0	-747,334	0	-15,684
120	H12. 8. 14	500,000		0.18	0	0	0	-263,018	0	0
121	H12. 8. 31		20,000	0.18	17	0	0	-283,018	-610	-610
122	H12. 10. 2		20,000	0.18	32	0	0	-303,018	-1,237	-1,847
123	H12. 10. 31		20,000	0.18	29	0	0	-323,018	-1,200	-3,047
124	H12. 11. 30		20,000	0.18	30	0	0	-343,018	-1,323	-4,370
125	H12. 12. 30		20,000	0.18	30	0	0	-363,018	-1,405	-5,775
126	H13. 1. 29		25,000	0.18	30	0	0	-388,018	-1,491	-7,266
127	H13. 2. 23	60,000		0.18	25	0	0	-336,612	-1,328	0
128	H13. 2. 28		20,000	0.18	5	0	0	-356,612	-230	-230
129	H13. 3. 30		20,000	0.18	30	0	0	-376,612	-1,465	-1,695
130	H13. 4. 27		20,000	0.18	28	0	0	-396,612	-1,444	-3,139
131	H13. 5. 31		20,000	0.18	34	0	0	-416,612	-1,847	-4,986
132	H13. 6. 1	30,000		0.18	1	0	0	-391,655	-57	0
133	H13. 6. 28		20,000	0.18	27	0	0	-411,655	-1,448	-1,448
134	H13. 7. 30		20,000	0.18	32	0	0	-431,655	-1,804	-3,252
135	H13. 8. 30		20,000	0.18	31	0	0	-451,655	-1,833	-5,085
136	H13. 10. 1		20,000	0.18	32	0	0	-471,655	-1,979	-7,064
137	H13. 10. 21	35,000		0.18	20	0	0	-445,011	-1,292	0
138	H13. 10. 29		20,000	0.18	8	0	0	-465,011	-487	-487
139	H13. 11. 30		20,000	0.18	32	0	0	-485,011	-2,038	-2,525
140	H14. 1. 4		20,000	0.18	35	0	0	-505,011	-2,325	-4,850
141	H14. 1. 31		20,000	0.18	27	0	0	-525,011	-1,867	-6,717
142	H14. 2. 27	35,000		0.18	27	0	0	-498,669	-1,941	0
143	H14. 2. 28		20,000	0.18	1	0	0	-518,669	-68	-68
144	H14. 4. 1		20,000	0.18	32	0	0	-538,669	-2,273	-2,341
145	H14. 4. 30		20,000	0.18	29	0	0	-558,669	-2,139	-4,480
146	H14. 5. 31		484,709	0.18	31	0	0	-1,043,378	-2,372	-6,852
147	H15. 10. 3	200,000		0.18	490	0	0	-920,264	-70,034	0
148	H15. 11. 4		10,000	0.18	32	0	0	-930,264	-4,034	-4,034
149	H15. 12. 5		10,000	0.18	31	0	0	-940,264	-3,950	-7,984

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
150	H16.1.5		10,000	0.18	31	0	0	-950,264	-3,991	-11,975
151	H16.1.5	15,000		0.18	0	0	0	-947,239	0	0
152	H16.2.5		10,000	0.18	31	0	0	-957,239	-4,011	-4,011
153	H16.3.8		10,000	0.18	32	0	0	-967,239	-4,184	-8,195
154	H16.3.8	10,000		0.18	0	0	0	-965,434	0	0
155	H16.4.10		10,000	0.18	33	0	0	-975,434	-4,352	-4,352
156	H16.5.11		10,000	0.18	31	0	0	-985,434	-4,130	-8,482
157	H16.5.24	10,000		0.18	13	0	0	-985,434	-1,750	-232
158	H16.6.11		10,000	0.18	18	0	0	-995,434	-2,423	-2,655
159	H16.7.13		8,000	0.18	32	0	0	-1,003,434	-4,351	-7,006
160	H16.7.13	8,000		0.18	0	0	0	-1,002,440	0	0
161	H16.8.15		9,000	0.18	33	0	0	-1,011,440	-4,519	-4,519
162	H16.9.16		8,000	0.18	32	0	0	-1,019,440	-4,421	-8,940

これは正本である。

平成19年9月5日

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判所書記官 富田勝

